第四十条の四第三十二項を削り、同条第三十一項中「第九十条の十二第三項第二号ロ」を「第九十条の十二第三項第三号ロ」に、「（当該」を「で当該」に、「自動車に限る。）」を「もの」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項中「第九十条の十二第三項第二号イ」を「第九十条の十二第三項第三号イ」に改め、「要件」の下に「（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号中「(3)」の下に「の窒素酸化物及び粒子状物質の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十九項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

34　法第九十条の十二第三項第二号に規定する石油ガス自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

第四十条の四第二十八項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十八項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十七項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十六項第二号中「百十以上百二十未満」を「百十以上百二十未満」に、「（当該」を「及び当該」に、「平成三十二年度燃費基準達成車」を「平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十五項を削り、同条第二十四項中「第九十条の十二第二項第三号ハ」に改め、「要件」の下に「（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号中「定める」の下に「窒素酸化物及び粒子状物質の」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項を削り、同条第二十二項中「第九十条の十二第二項第二号ロ」を「第九十条の十二第二項第三号ロ」に、「（当該」を「で当該」に、「自動車に限る。）」を「もの」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項中「第九十条の十二第二項第二号イ」を「第九十条の十二第二項第三号イ」に改め、「要件」の下に「（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号中「(3)」の下に「の窒素酸化物及び粒子状物質の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十七項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十六項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十六項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十五項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十五項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十四項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十四項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十三項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十三項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十二項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十二項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十一項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。